

第751回むつ市教育委員会

規則等の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 1 号	むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則及びむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則	
	第1条のむつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正新旧対照表	3
	第2条のむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部改正新旧対照表	4
議案第 2 号	むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令	5

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則及びむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則

第1条のむつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次に掲げる課を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地域クラブ企画推進課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>学校教育課 (略)</p> <p><u>地域クラブ企画推進課</u></p> <p>(1) <u>地域文化・スポーツクラブの運営</u>に関すること。</p> <p>(2) 学校部活動の<u>見直し及び移行</u>に関すること。</p> <p>(職制)</p> <p>第8条 次の表の左欄に掲げる第2条に定める組織(この条において「組織」という。)に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次に掲げる課及び室を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地域文化・スポーツクラブ設立準備室</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>学校教育課 (略)</p> <p><u>地域文化・スポーツクラブ設立準備室</u></p> <p>(1) <u>地域文化・スポーツクラブ設立</u>に関すること。</p> <p>(2) 学校部活動の<u>地域移行</u>に関すること。</p> <p>(職制)</p> <p>第8条 次の表の左欄に掲げる第2条に定める組織(この条において「組織」という。)に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
組織	職	職務	組織	職
(略)	教育部長	(略)	事務局	教育部長
	<u>施設整備技術監</u>	<p><u>1 部長を補佐し、部の事務を整理する。</u></p> <p><u>2 教育施設の整備に係る政策課題の企画・研究・調整に努め、もって政策の推進を図る。</u></p>		(略)
				(略)

		<u>3 自己研鑽に努め、自ら垂範する</u>			
	(略)				
課等	課長 所長 室長	(略)	課等	課長 <u>地域文化・スポーツクラブ 設立準備室長</u> 所長 室長	(略)
2 (略)			2 (略)		

第2条のむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職名)</p> <p>第2条 職員の職名は、教育部長、<u>施設整備技術監</u>、理事、政策推進監、副理事、課長、館長、所長、室長、副所長、総括主幹、館長補佐、主幹、主任指導主事、主任主査、指導主事、主査、社会教育主事、課付、主任、主事、栄養士、技師、調理師、ボイラー技士、自動車運転手、技能員、作業技師とする。</p>	<p>(職名)</p> <p>第2条 職員の職名は、教育部長、理事、政策推進監、副理事、課長、<u>地域文化・スポーツクラブ設立準備室長</u>、館長、所長、室長、副所長、総括主幹、館長補佐、主幹、主任指導主事、主任主査、指導主事、主査、社会教育主事、課付、主任、主事、栄養士、技師、調理師、ボイラー技士、自動車運転手、技能員、作業技師とする。</p>

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 課長 組織規則第8条第1項に規定する課長、所長及び室長、むつ市公民館組織等規則（平成17年むつ市教育委員会規則第16号。以下、「公民館組織等規則」という。）第3条第1項に規定する館長及びむつ市立図書館規則（昭和40年むつ市教育委員会規則第1号。以下、「図書館規則」という。）第3条第1項に規定する館長をいう。 (8)～(10) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 課長 組織規則第8条第1項に規定する課長、<u>地域文化・スポーツクラブ設立準備室長</u>、所長及び室長、むつ市公民館組織等規則（平成17年むつ市教育委員会規則第16号。以下、「公民館組織等規則」という。）第3条第1項に規定する館長及びむつ市立図書館規則（昭和40年むつ市教育委員会規則第1号。以下、「図書館規則」という。）第3条第1項に規定する館長をいう。 (8)～(10) (略)</p>